

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政担当課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各都道府県消防防災主管部（局）長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公印省略）
消防庁消防・救急課長
（公印省略）

消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の
任命等及び手当について（通知）

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として実施されるワクチン接種に係る業務（令和 3 年 6 月 4 日付け医政発 0604 第 31 号厚生労働省医政局長、健発 0604 第 17 号厚生労働省健康局長、薬生発 0604 第 6 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」（以下「6 月 4 日付け厚生労働省通知」という。）において役割が整理された業務。以下「ワクチン接種業務」という。）に消防職員である救急救命士が従事する場合について、今般、任命等及び手当について整理しましたので、下記の事項を踏まえて適切に御対応いただきますようお願いいたします。

また各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第 37 条（助言）、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の任命等について
ワクチン接種業務は、消防の任務（消防組織法第 1 条）には含まれないと

解されるため、消防職員である救急救命士が自らの属する地方公共団体が実施するワクチン接種業務に従事する場合には、ワクチン接種を担当する保健衛生部局との併任によることが適当と考えられます。また、消防職員である救急救命士が自らの属する地方公共団体以外の地方公共団体が実施するワクチン接種業務に従事する場合には、ワクチン接種業務を実施する地方公共団体の職に任命し、兼務させることが適当と考えられます。

これらの場合、関係する任命権者間において勤務時間の適切な調整をお願いします。

なお、ワクチン接種業務への従事については、上記の職務として実施する方法のほか、病院や集団接種会場等において報酬を得て接種に協力することも考えられるところですが、地方公務員法第 38 条の規定による任命権者の兼業許可を行うに当たっては、各地域における接種業務の需要等を踏まえて対応の可否を適切に判断して下さい。

2 消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の手当について

消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合、当該業務について、6月4日付け厚生労働省通知による違法性阻却の法的な整理等に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る対応のため、本来救急救命士が実施することのない行為を時限的・特例的に行わせることとされていることから、特殊勤務手当を支給することが想定されます。

当該手当については、当該業務が時限的・特例的なものとされていることを踏まえるとともに、国及び他の地方公共団体の職員等の給与等を考慮するなど、特殊勤務手当の制度の趣旨に合致したものとなるよう、適切に取り扱われるようお願いいたします。

なお、防衛省の大規模接種センターにおいては、ワクチン接種の業務（筋肉内注射、経過観察等）に従事した職員には、日額 3,000 円が支給されております。

また、手当が創設される前にワクチン接種業務に従事した職員を、遡って支給対象とする場合には、その旨条例に規定するなど、適切に御対応願います。

消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事した場合の時間外勤務手当及び特殊勤務手当については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の対象経費に含まれております（詳細は別添 1（「新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担について」（令和 3 年 2 月 22 日付け厚生労働省発健 0222 第 1 号厚生労働事務次官通知））をご参照ください。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能です（別添 2（p.15））。

以上